

芽室町公共施設における受動喫煙対策に関する基本方針

(目的)

第1条 この方針は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）第3条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「新法」という。）第25条及び第25条の6第3項の規定に基づき、望まない受動喫煙の防止を図るため、町の公共施設における受動喫煙対策に関する基本的事項を定めることにより良好な施設環境の形成を促進し、もって町の施設の利用者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 新法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (2) 第一種施設 新法第28条第5号に規定する第一種施設をいう。
- (3) 第二種施設 新法第28条第6号に規定する第二種施設をいう。

(基本方針)

第3条 町の公共施設において別表第一に掲げる施設（「第一種施設」をいう。）は、敷地内禁煙とする。

- 2 別表第二に掲げる施設（以下「第二種施設」という。）は、原則屋内禁煙とする。
- 3 別表第三に掲げる屋外社会体育施設は、競技場内は禁煙とし、指定した場所以外での喫煙は禁止する。

(第二種施設及び屋外社会体育施設における屋外喫煙場所)

第4条 町長は、第二種施設の屋外及び屋外社会体育施設に喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(総合的判断)

第5条 町長は、第4条の規定等により喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、健康増進、施設管理（防火・施設構造等）、環境美化、費用対効果等の観点から多角的な検討を行い、その必要性について総合的に判断するものとする。

(利用者への周知)

第6条 町の公共施設の管理者（施設を管理する所属の長をいう。）は、当該施設で実施する受動喫煙対策について、当該施設の利用者に周知するため、当該施設の主な出入口付近に必要な表示を行うものとする。

(公表)

第7条 町は、この方針に基づいて実施される町の公共施設の受動喫煙対策につ

いて、広報等を通じて町民に公表するものとする。

(その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

別表第一（第3条関係）

保育所（園）、小学校、中学校、児童館、図書館、子どもセンター、発達支援センター、中央公民館、ふるさと歴史館、集団研修施設、学校給食センター、公立芽室病院、美生ダム管理センター、保健福祉センター、役場庁舎、上美生出張所

別表第二（第3条関係）

総合体育館、勤労青少年ホーム、健康プラザ、温水プール、めむろ駅前プラザ、めむろステーションギャラリー、車両管理センター、公園詰所、斎場、ふれあい交流館、地域福祉館・生活館及びコミュニティセンター、国民宿舎、浄水場、高齢者介護複合施設、体力増進施設

別表第三（第3条関係）

野球場、運動広場、テニスコート、アーチェリー場、パークゴルフ場、ソフトボール場